

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク (太宰府市ハザードマップより)

(土砂災害)

市北部の四王寺山沿い、北東部の宝満山沿い、南西部の山沿いにおいて、土石流やがけ崩れが発生する危険区域が多数あり、当該区域には、製造業が多く集積している。

(浸水)

市中央を流れる御笠川の下流域は、浸水想定区域に想定されており、特に、御笠川右岸の水城区及び左岸の吉松区の2区が、0.5m未満～3m未満想定されている。想定は総雨量24時間325mmである。また、福岡県が平成30年4月公表した「想定される最大規模の降雨(総雨量24時間966mm)」による浸水想定区域によると、連歌屋、五条、通古賀区の一部が新たに浸水想定区域となり、水城区、吉松区においては、かなり広い面積が浸水する予想となっており、建設業や飲食業、小売業等が集積している。

(地震災害)

本市には、県道31号線に沿って走る「警固断層」、市の北東部を走る「宇美断層」の2つの活断層が存在する。特に、2005年3月福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0、最大震度6弱)では、警固断層の北西部にあたる海面下の活断層が活動したのが原因であり、本市が所在する南東部は、その際の歪が蓄積された状態が依然として継続されたままであり、特に注意が必要である。

30年以内の地震発生確率は、警固断層が「Sランク(高い)」、宇美断層が「Zランクほぼ0%」で、特に、警固断層は、全国の活断層の中でも上位にランクされている。

「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(福岡県平成24年3月)によると警固断層の地震想定は、マグニチュード7.2、市内の震度は最大6強～5弱、人的被害：死者数107人、負傷者1,417人、要救出現場数480、要救出者数517人、要後方医療搬送者数142人、避難者数2,785人、帰宅困難者数9,106人、建築物被害：木造全壊棟数1,020棟、半壊棟数933棟となっている。

(その他)

本市の過去の大きな災害は、次のとおりである。

- ・1973年7月(寒冷前線による大雨)

時間雨量62mm、国分や原川で土石流発生、死者14人、負傷9人、救助法適用全壊11戸、半壊11戸、床上浸水275戸、床下浸水622戸

- ・2003年7月(梅雨前線による大雨)※太宰府市H15.7.19豪雨災害

時間雨量99mm、原川や国分で土石流、御笠川の水城区から通古賀区の落合橋一帯にかけ浸水被害、御笠川沿いの護岸が数か所崩壊

死者1人、負傷6人、全壊14棟、半壊28棟、一部損壊8棟、床上浸水241棟、床下浸水103棟、道路・水路被害255箇所、土砂被害281箇所、河川被害118箇所

- ・2005年3月(福岡県西方沖地震)マグニチュード7.2 本市震度4

被害 重症1名、軽傷1名、半壊1棟、一部損壊174棟

※出典資料・「太宰府市地域防災計画」(平成30年11月)

- ・「太宰府市ハザードマップ(災害への備え)」(平成30年3月)

- ・「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(福岡県平成24年3月)

- ・「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表について

(福岡県土整備部河川管理課平成30年4月27日)

- ・「主要活断層帯の長期評価」(政府地震調査研究推進本部平成31年2月26日)

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者等数 1,769 人
- ・小規模事業者数 1,277 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	230	166	市内に広く分散している
	製造業	77	56	山沿いに多くみられる
	卸売業	112	81	市内に広く分散している
	小売業	440	318	市内に広く分散している
	飲食・宿泊	267	193	市内に広く分散している
	サービス業	484	348	市内に広く分散している
	その他	159	115	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定
災害基本対策法第 16 条に基づき、太宰府市防災会議を設置、同法第 42 条に基づき、太宰府市地域防災計画を平成 26 年 5 月に更新、以後、毎年、防災会議の開催及び防災計画を更新している。
- ・防災訓練の実施
上記、地域防災計画により、毎年 1 回、梅雨前の時期に、災害対策本部要員（係長以上）による防災訓練（主に、風水害、地震、復旧対応等）を実施している。また、合同総合防災訓練を実施している。（筑紫野市と 1 年毎交代開催）
- ・防災品の備蓄
食料、飲料を 2 万食備蓄する計画で、備蓄を進めるとともに、避難所での必要な備品を用意している。また、市民へ各家庭における備蓄の啓発を行っている。

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
月 2 回発行している商工会 NEWS にて掲載し、約 1,200 事業所へ配布。また、商工会ホームページへ掲載し、周知している。
- ・事業継続力強化計画の策定支援
R01.11.30 時点で 3 事業所策定済み
- ・防災備品の備蓄
スコップ、懐中電灯、非常食等を備蓄し、また、会館に自動販売機を設置している。
- ・行政が実施する防災訓練への参加及び協力
筑紫野太宰府消防本部の指導に基づく避難訓練を実施

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III. 目標

- ・ 区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 本計画に基づき、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む、小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和 2 年度末までに作成

3) 関係団体との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼するなどして、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

【連携協定先】

連携協定先	目的	内容
あいおいニッセイ同和 損害保険(株)福岡支店	小規模事業者に対する 災害リスクの周知	ハザードマップ Web アプリの活用、 損害保険の見直し
	BCP 計画策定	「BCP キットくん」による BCP 策定、 BCP ワークショップ、訓練セミナー
福岡県火災共済 協同組合	小規模事業者に対する 災害リスクの周知	「地震危険補償特約・新総合火災共 済・休業対応応援共済」等に対する周 知・PR、リスク診断

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・当会と当市において、定期的に連絡会議等を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨による土砂災害や水害）が発生したと仮定し、投資との連絡ルートの確認を行い、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に SNS を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨における例...職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が総じているものとする。

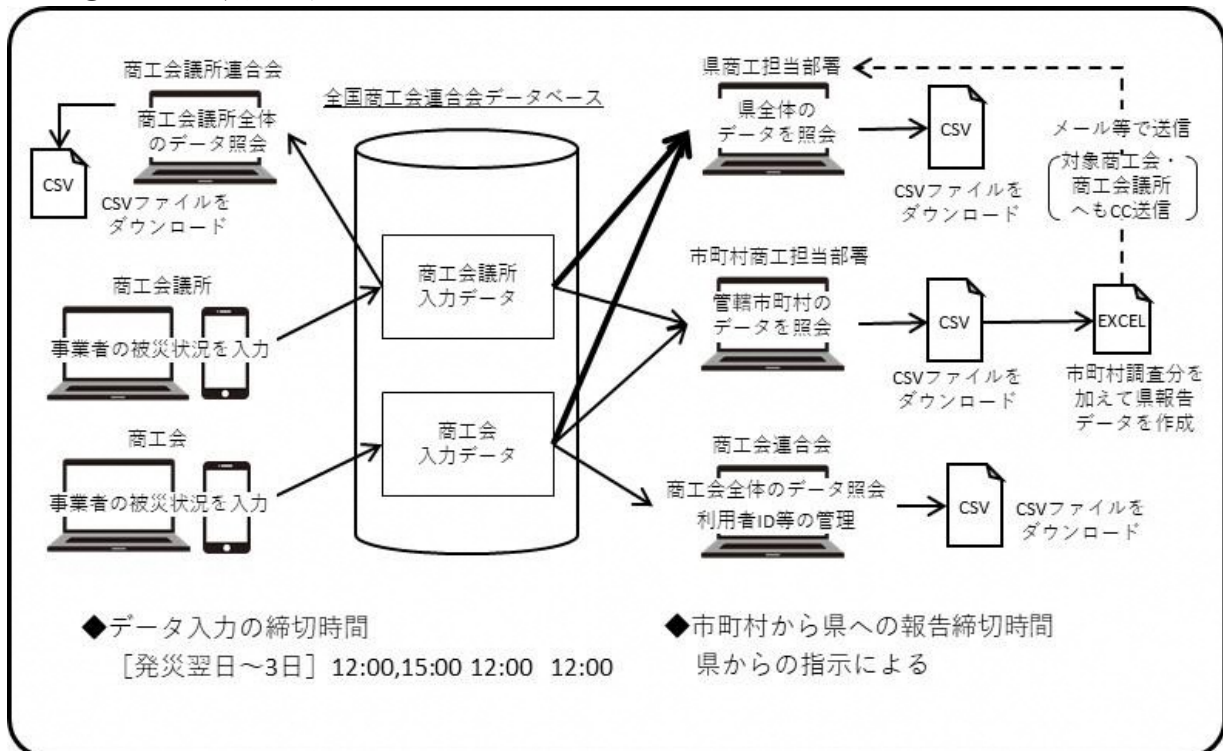
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における連絡体制＞

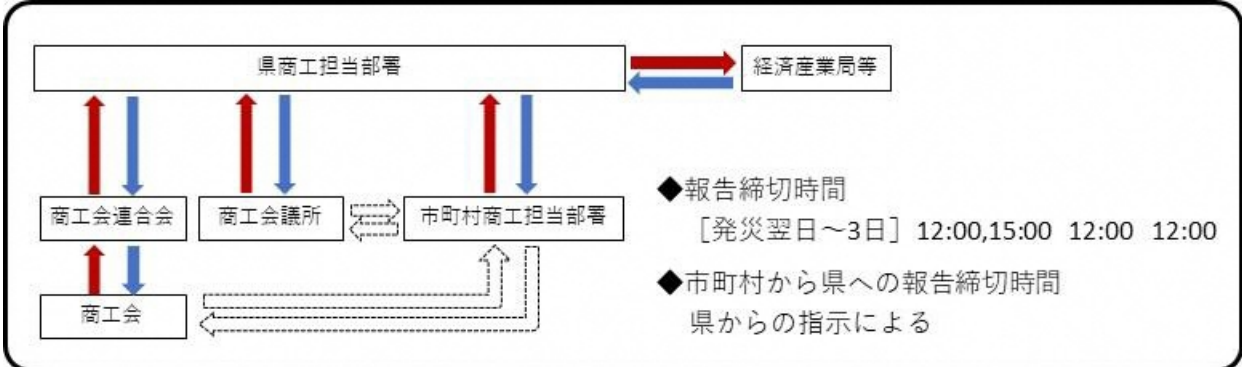
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、太宰府市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○-○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入欄	被害箇所			被害状況		区分 (被害一帯の区分)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額 <small>※被害額（建物、備品、資料、機械の被害など、100万未満である限り）を記入してください。</small>	
1	○○○市○○区	—	△△△製材所	製造業	約10万円	<small>※被害一帯の区分は、被災した地域、被災一帯の区分等により、被災一帯の区分に属する場合は、被災一帯の区分を記入してください。被災一帯の区分は、被災一帯の区分に属する場合は、被災一帯の区分を記入してください。</small>
	△△△市△△△区△△△町	△△△商店街	△△△酒店	酒販売業	約140万円	
2						
3						

※前頁までに報告済みの箇所は省略せず、重複情報を記載していただきます。 ※所載が足りない場合はコピーをご利用ください。 ※既に報告済みの箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、太宰府市と調整する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

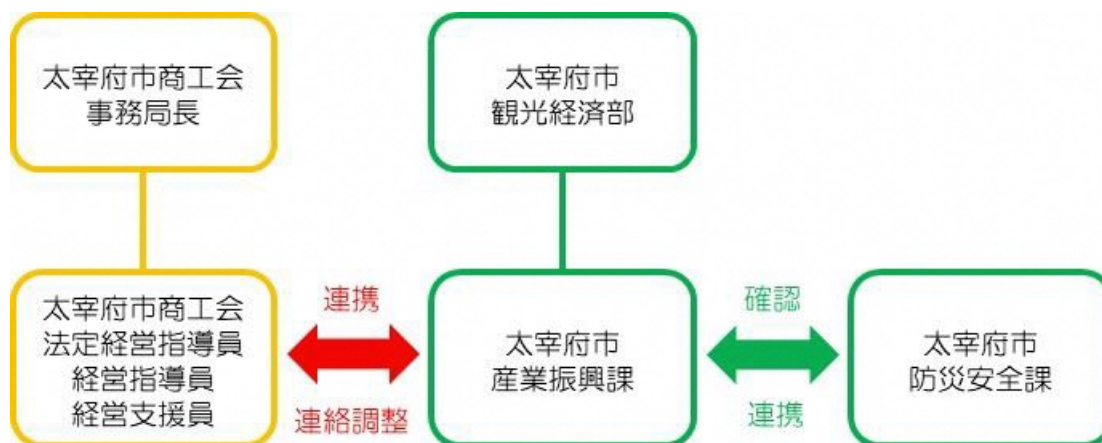
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年 11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 草野 和憲 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

太宰府市商工会

〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺 1-2-1

TEL : 092-922-4345 / FAX : 092-922-4579

E-mail : dazaifu@shokokai.ne.jp

②関係市町村

太宰府市役所 産業振興課

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1

TEL : 092-921-2121 / FAX : 092-921-1601

E-mail : sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp

※その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	384	384	384	384	384
・ 専門家派遣費	220	220	220	220	220
・ 連絡会議運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	44	44	44	44	44
・ チラシ等作成費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、太宰府市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
①	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉 2-9-2 電話番号 092-282-6534</p>
②	<p>福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071</p>
連携して実施する事業の内容	
①	<p>【1. 事前の対策】 3) 関係団体との連携 連携先 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 内容 ・ハザードマップ Web アプリを活用し、小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。また、損害保険の見直しを行う。 ・「BCP キットくん」を活用した BCP 策定支援等を行う。</p>
②	<p>【1. 事前の対策】 3) 関係団体との連携 連携先 福岡県火災共済協同組合 内容 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、PR を行うと共にリスク診断を実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割	
①	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 役割 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP 策定支援 効果 事前に災害リスクの周知等を行うことで、被害を最小限に抑えることができる</p>
②	<p>福岡県火災共済協同組合 役割 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、PR ・リスク診断への協力 効果 事前に災害リスクの周知等を行うことで、被害を最小限に抑えることができる</p>
連携体制図等	
①	
②	